

Title	戦時租税政策の諸問題
Sub Title	
Author	高木, 壽一
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1939
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.33, No.3 (1939. 3) ,p.289(1)- 304(16)
JaLC DOI	10.14991/001.19390301-0001
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390301-0001">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19390301-0001</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

監修 小泉先生 編輯委員 野村先生  
 監修 高橋先生 編輯委員 加田先生

内容見本進呈

# 慶應義塾 大學講座 經濟學

講座全三十六科目  
 特別講義十二講座  
 「現代の經濟」添附  
 毎月一回十八箇月  
 毎月一回十八箇月  
 體裁一科目三分冊  
 毎回六冊優雅函入  
 申込金一圓(終入)  
 一箇月一圓(送料別)

## 第十五回配本目次

經營學 史(四)	高橋先生
經營分析(二)	三邊先生
商業政策(二)	野村先生
國際金融と外國爲替(二)	金原先生
獨逸經濟學(三)	武村先生
經營經濟學(三)	小高先生

## 第十六回配本目次

經營分析(二)	三邊先生
商業政策(三)	野村先生
工業政策(二)	園先生
農業政策(二)	奥井先生
國際金融と外國爲替(三)	金原先生
經營經濟學(三)	小高先生

東京芝區三田 慶應出版社 電話三二七九番 振替東京五一八〇番

## 三田學會雜誌 第二十三卷 第三號

### 戰時租稅政策の諸問題

高木壽一

國家政策の目的を達成するためには、財政計畫が適切に決定されまた運用されなければならない。支那事變と其後の財政經濟の運用を確保するために、租稅政策の果斷なる利用を必要とする事態が切迫して居るやりに思ふ。其故に戰時租稅政策の任務と、之を要求する日本財政の現實の事態を理解することの急務なるを認めるものである。私は從來、戰時財政に關して通説とされる説明に満足し得ざる部分の多きを認め、現代戰爭に對應する財政論が必要であると信ずるものである。こゝに戰時財政政策、殊に租稅政策に關して平常抱懐する私見を開陳したいと思ふ。

戰時租稅政策が、戰時財政運用の主要手段たる公債政策の補充手段としての任務を持つ意義を明にしたい。

戰時租稅政策の諸問題

現代戦争の典型的形態が、所謂全體戦争であるとすれば、戦時財政論はまた全體戦時財政論でなければならぬ。然るに未だこの全體戦争財政論の完成されたるものがないのである。

全體戦争の財政政策は、其交戦國民が利用し得る限りの内外の經濟力を最も有効に戦争遂行に使用することを其任務とする。それが經濟力を現實に戦争遂行に使用するための媒介手段として、戦争資金調達の方法の適否を決定する条件ともなる。大規模の戦争財政が單一の手段によつて運用され得る筈がないとすれば、その利用される各種の手段についてその任務を識別し、その任務を最も有効に遂行せしめねばならない。經濟力を最も有効に利用し得る手段が最も目的に合致する手段である。それがためには交戦國政府が、戦争遂行に要する物資及び勞務を獲得する媒介手段としての戦争資金を、租税其他の手段によるよりも急速に豊富に調達し得ることが、公債政策をして戦時財政運用の主要手段たらしめる。交戦國政府は中央銀行引受によつて公債を發行して直接に通貨を造出し、或は公債の公募發行によつて其國民の有する資金を吸収して、戦争遂行に要する物資及び勞務に對する貨幣的需要を作り出す。この資金調達方法によれば、國民の既に有する購買力の一部を強制徴收するよりも速く、且つ其資金調達の可能なる規模は其時に國民の所有する資金の一部に局限されることがない。これは従來、公債を主要財源とする理由の説明であるが、戦時公債政策の機能としては尙ほ之に加ふべきものがあると思ふのである。

中央銀行引受による公債發行は直接に通貨造出の作用を持つが、この公債政策の運用によつて、その國民が戦争遂行に利用し得る經濟力を最大限度にまで擴大することが説明されねばならない。公債發行によつて通貨が造出され、その戦争資金が國內市場に支出されるならば、平時に於ては貨幣的需要の缺乏によつて休止してゐた生産力を活動させ、また平時に於て活動して居た生産力についても一層その活動を促進し、國內生産力の活動を最大限度にまで擴大して行くことが出来る。然るに若し、租税によつて國民の有する購買力の一部を強制徴收したのでは、國民の既に有した購買力が政府に移されて、國內市場に戦争需要を現はすのであつて、購買力の總量に増加がない。購買力の増加によつて國內生産力の活動を刺戟することにならない。また戦争資金が國內に支出されず、外國物資の購入に充てられる場合には國內生産力の活動を刺戟することにならないが、その場合に若し公債發行によつてその戦争資金を調達したとすれば、同額の資金を租税によつて調達したる場合に比すれば、國民の購買力の一部を徴收して需要を減退せしめることによつて國內生産力の活動を抑壓する作用が少くないであらう。

斯くして、戦争資金を媒介手段として、各種の形態の國內經濟力を最大限度にまで活動せしめて戦争遂行に最も有効に利用しやうとするには、通貨造出の作用を持つことを必要とし、それがためには公債政策をして戦時財政運用の主要手段とせざるを得ないのである。

公債を財源とする戦争資金の大部分が國內に支出され、その戦争需要の増加によつて平時に於ける活動生産力と休止生産力との活動を増大せしめる。同時に巨額の戦争需要が急激に現はれるために民需品生産より軍需品生産への轉換が起る。即ち國內生産力活動の量的擴大と、質的構成變化が起るのである。

公債發行によつて造出されたる資金が現はす戦争需要の繼續的增加の速度に對して、國內生産力活動増加の速度

が及ばないとすれば、物資供給不足と云ふ物價騰貴の原因が作られる。其故に物價騰貴を避けやうとすれば、軍需と民需の總量が、國內生産力の最大限度を超えることを抑制せねばならない。それには軍需生産力の擴張と、また間接に軍需資材獲得に役立つ生産力の擴張を圖るとともに、戦争遂行に不必要又は不急と認められる民需に對しては制限を加へねばならない。かゝる經濟統制は、物資に關する諸條件と、通貨に關する諸條件とに對して加へられねばならない。租税は一應は通貨に關する條件の一つである。

公債を財源として國內市場に支出された戦争資金を、軍需品生産の事業部門に流入せしめて、その生産力擴大を圖るとともに、また戦争遂行の目的にとつて不急不要なる事業と認められる部門に資金が流入する途を閉ざし、その事業部門からの需要を抑制し、資金を自から公債投資に還流せしめることを圖るのが資金統制の目的である。斯くの如くして公債の賣出によつて資金を回収することは、公債發行による通貨造出の結果を抑へることである。

之に對して租税政策の任務は、増税收入によつて公債發行必要額を減少せしめて通貨造出の原因を抑へ、且つ増税は國民の購買力の一部を徴收して物價騰貴の通貨側の原因を抑へる一つの手段となることである。

私は戦時租税政策について、この「通貨造出の原因」を抑へる作用と、公債の賣出によつて民間の資金を回収する「通貨造出の結果」を抑へる作用とを混同すべきでないことを強調する。中央銀行引受による公債發行を通じて造出された通貨は、政府資金として支出されて後に、金融機關の手に於て公債投資に向ふ資金となるまでには何回か回轉し、その回轉毎に物資或は勞務に對する需要を現はす。その何回か回轉したる後の通貨を公債賣出しによつて回

收すると、増税收入によつて公債發行額を少なくして通貨造出の程度を減少せしめ、何回か回轉すべき筈の通貨が造出される原因を止めるのとは、通貨側から物價騰貴を抑制する作用に相異なることを認めねばならない。公債發行によつて造出された通貨が、公債賣却によつて中央銀行に回収されるまでの回轉次數と、其度毎に現はす物資及び勞務に對する需要を考慮に入れるならば、その通貨造出を原因に於て抑制する租税政策の作用が、従來の戦時財政論に於て過少評價されて居ると思ふのである。

同時に、増税によつて國民の購買力の一部を強制徴收する方法によつて、其租税を負擔する社會部分に消費節約を強要する一の手段となし得る。殊に社會の或部分の人々に對して消費節約を強要する方法としては、其人々に對する増税によるものが一の有効なる手段である。

戦費(豫算に現はれる貨幣的戦費)のうち、公債收入を財源とする部分はその戦費負擔の分配が其時には決定されないで、將來の問題に残される。反之、租税收入を財源とする戦費の部分については、その租税を何人が負擔するかによつて、其時に國民の間に戦費負擔の分配が決定される。戦時増税はその限りに戦費負擔の分配を新に決定することになるものとして、その方法が決定されなければならない。その増税方法によつては、既存の租税制度を通ずる戦費負擔の分配が、更に一層に不公平ともなり、或はまた既存の租税制度を通ずる戦費負擔の分配状態を是正することも出来るのであらう。若し既存の租税制度が戦費負擔の分配を決定するに不備なるものありとすれば、それを是正するための租税政策を速かに必要とすることになる。

戦時財政計畫を運用するに、いかなる部分まで公債収入を財源とし、またいかなる部分まで租税収入によるべきか。

従来、戦時財政の財源は二分の一は租税によるべしと云ひ、或は三分の一を適當なりと云ふ説をなすものがあつても、現實の財政計畫の運用に對して何等の基準を示すことにならない。例へば世界大戰の各國の戦時財政に於て、租税を財源としたる部分は英國に於ては戦費の二〇％に當り、ドイツについては六％にすぎず、フランスの戦費は租税収入によつて支辨されたる部分なしと云ふ如き他國の先例も亦、現在の日本の戦時財政運用を確保するために、現實の租税政策を決定するに足る基準とはならないのである。日本の租税政策をして目的に合致せる手段たらしめるものは、日本財政の現實の條件である。即ち公債政策の補充手段としての任務を要求する現實の事態が如何に存在するか、の判断によつて決定せねばならない。事態を異にする外國の財政政策の先例、又は外國の財政學者が其國の戦時財政について述べた所論を、經驗として参考すべき價值あることは勿論であるが、そのまゝの形態に於て日本の租税政策決定の基準となすことは出來ないのである。

若し極めて短期間の戦争遂行のための財政計畫ならば、租税政策の任務を遂行せしめることが出來ない場合もある。更に財政計畫の決定の前提として、その戦時状態の繼續期間をいかに推定するかによつて、公債を財源とすべき部分と租税を財源とすべき部分の割合は變化するであらう。若し戦争財政計畫の規模が急速に擴大するか否かによ

つても、租税政策の任務遂行を必要とすることに遲延がある。また財政計畫の規模により、軍需と民需の總量が國內經濟力の最大限度に達するか否かによつても、租税政策を必要とする程度を異にするのである。公債發行による通貨膨脹を抑制する他の強力有效なる手段が行はれて居れば、その一の手段たる租税政策を必要とする程度が少なくなる。また租税制度が既に戦前から戦争財政運用に役立つやうに整備されて居る場合及びそれを通じて戦費負擔の分配を決定するに適當なる場合には、戦時となつて後に新に租税政策を利用すべき必要は少なくなる。

斯くの如く、戦時財政に於ては、すべて公債と租税とを財源とする部分は二分の一或は三分の一とすべしと云ふが如き劃一的比率なるものあるべき筈がない。戦時財政の運用を確保するために、その交戦國の財政經濟の現實の事態に即して、租税政策の任務を有効に遂行せしめなければならぬのである。

従来、戦時財政に於ける増税の規模は、戦時公債利拂額の程度を以て足り、それによつて財政の基礎を鞏固ならしめ、財政運用を確保することが出來ると云ふ解釋が行はれて居る。私は極めて多く行はれて居るこの解釋を誤謬であると思ふ。

戦時増税によつて假令、戦時公債利拂額の程度に政府の増收を圖り、政府の財政收支は均衡を保つことが出來たとしても、戦争需要の増加によつて民需と合せたる需要總量が、國內生産力の最大限度を超ゆるならば、物價騰貴に導く。一般物價の繼續的騰貴が豫測されることになれば、確定債権たる公債への投資は嫌厭され、また既に公債を所有する者も公債を賣り急ぐことになり、中央銀行が前に造出して支出したる資金を公債賣出によつて回收する

ことが出来なくなる。こゝに公債政策の運用に支障を生ずる。決して公債利拂額程度の増税のみによつて、戦時財政の運用を確保し、財政の基礎を鞏固ならしめることは出来ないのである。其故に、戦時租税政策は公債利拂額程度の増収を圖ることを任務とするものではない。

戦時財政の運用に於て公債政策も租税政策も、その國民經濟力を最大限度にまで最も圓滑有效に戦争遂行に利用するかによつて決定さるべきであつて、單に政府の收支の均衡を圖ることのみによつてその政策を決定すべきではない。公債政策も租税政策も収入調達的手段たるとともに、更に國民經濟力利用の手段たるものが考慮されねばならない。全體戦争の財政に於て、從來の通説の如く財政は貨幣の収入・支出・管理の過程より成る政府の個別經濟であると云ふ解釋が、最も重大なる誤謬を現はすことになると思ふのである。

戦時租税政策の決定に於ける條件として、戦時に於ける國民の租税負擔能力の問題がある。若し戦時に於ては國民の租税負擔能力が減退するならば、戦時増税は延期して戦後に行ふべしと云ふ理由となるが、若し租税負擔能力が増加するならば、戦時増税を躊躇すべき理由がない。

戦争資金の大部分は公債を財源として國內に支出され、各種の形態の収入として國民各部分の貨幣所得となる。物資及び勞務に對する戦争需要の増加によつて、平時に活動して居た生産力も、平時には需要の不足によつて休止して居た生産力も活動し、それらの事業に従事する人々の貨幣所得は増加する。また物資需要の増加により又は輸入抑制によつて或種の商品價格が騰貴する。斯くして戦時には税源となるべき貨幣所得と財産價格の増加によつて、

社會の或部分の租税負擔能力は一應増加するのである。

然るに一方には、戦時經濟統制の強化により又は戦時需要の變化によつて事業を縮少又は休止するの已むなきに到る事業部門を生ずる。この部分に於ては貨幣所得及び財産價格が減少し、租税負擔能力が減退する。

この社會の各部分に於ける租税負擔能力の變化を、國民全體としての租税負擔能力の増減としては、私は次の如く判斷する。

戦争資金の現はす物資及び勞務の需要の増加によつて、税源となるべき所得及び財産價格に於て一〇の増加を生じたる部分と、所得及び財産價格に於て一〇の減少を生じたる部分とがあるとす。所得及び所有財産價格の増加につれて租税負擔能力は累進的に増加する。其故に所得及び財産價格が一〇〇より一〇〇に増加したる社會部分に於けるこの一〇の租税負擔能力は、所得及び財産價格が一〇〇より九〇に減退したる社會部分に於けるこの一〇の現はす租税負擔能力よりも大である。其故に所得及び財産價格に等額の増減ある場合にこの兩者の社會部分を含む國民全體としての租税負擔能力は増加するのである。加ふるに、戦時に於ても平時に比較してその所得及び所有財産價格の不變なる社會部分があるが、それらの人々が戦時に於ける生活の緊張と云ふ心理的條件は、平時に於けるよりも多くの租税負擔に應じ得ることになる。

戦争資金の支出が繼續するにつれて、所得及び財産價格の増加する社會部分の租税負擔能力の増加程度は、事業の休止又は縮少によつて租税負擔能力の減退する程度よりも、益々累進する。同時に休止又は縮少したる事業の生

産力が、直接又は間接に戦争遂行に役立つ生産への轉換が行はれるに従て、其事業部門の租税負擔能力は次第に回復するのである。

斯くして所得及び財産價格の増減ある社會部分と、所得及び財産價格の不變なる社會部分とを含む國民全體としての租税負擔能力は一應は増加するのである。戦争資金の國內支出が繼續的に増加して、遂に軍需と民需の總量が、國內生産力の最大限度を超え且つ物資貯藏量が減退すれば、一般物價騰貴に導くが、戦時財政運用のためには一般物價の騰貴の抑制を緊要とする。若し一般物價の騰貴が甚しきに到る時には、國民大部分について税源となる貨幣所得の名目的増加が、實質的增加を伴はないことになり、所得が名目的には増加してもその所得の現はす購買力の減退によつて國民の租税負擔能力は減退する。

しかるに増税は一般物價騰貴を抑制する有效なる一の手段である。また一般物價騰貴が抑制されれば、國民の租税負擔能力は減退しないのであるから、この租税負擔能力の減退しないうちに、また租税負擔能力が一般物價騰貴によつて減退することを防ぐために、増税すべきである。國民經濟力を最大限度にまで活動させ、それを最も有効に戦争遂行するために、戦時財政運用の主要手段となるものは公債政策であり、租税政策はその補充手段となる。但し補充手段たるものが決して効果少なき手段たることを意味するものではない。それぞれの手段の任務を正確に識別しそれを適切に遂行することによつてのみ、大規模の戦争財政計畫の運用が可能となるのである。戦争財政計畫が大規模且つ長期に亘るものとすれば公債政策運用の規模も擴大するが、それに對して租税政策の運用を必要と

する規模は累進的に擴大するであらう。經濟外の要求によつて決定される物資及び勞務に對する戦争需要の増加速度は、國民經濟力擴張の増加速度よりも速く、また軍需と民需の總量がその經濟力擴張の最大限度に近づくにつれて、またその最大限度を超過することを抑制するために、財政計畫運用に於ける租税政策の任務が累進的に増大するのである。

戦時租税政策が次第に擴大するその任務を遂行するためには、戦時國民經濟に於ける税源(所得及び財産)の構成に對應して決定されねばならない。戦争資金の支出及び經濟統制の強化は次第に戦時の税源の構成を變化せしめるが、租税政策もまた國民經濟力の戦時編成を促進する一の手段となる。即ち、戦時經濟編成に於ける税源の構成を基礎とする收入調達の手段たるのみならず、その所期の經濟編成に導くため一の手段ともなるのである。

三

租税政策の任務を要求する現實の事態が、現在の日本財政についていかに現はれて居るか。

國家政策の目的達成のため大規模の戦争財政計畫を遂行するには、國民經濟力の集中的利用を圖る統制の強化となつて、戦時經濟編成に導いた。しかもこの經濟統制は今後相當長期に亘つて続けられ、支那事變の目的達成から内外の長期建設工作の遂行に一貫して通ずるものであつて、この戦時經濟編成の解除を期待し難いのである。若し大規模の財政計畫の遂行のためには、戦時經濟編成を解除し得ず、且つその戦時編成に於ける經濟力の擴大強化を圖らねばならないとすれば、税源をなすべき國民の所得と財産の構成状態も變化する。その變化に對應し、またそ

の所期の構成に導くべき租税政策が採られ、その目的に合致する租税制度が設立されねばならない。即ち租税政策は財政計畫の遂行を確保するに足る増収を圖るとともに、國民經濟力の集中的利用を圖るための戦時經濟編成に對應して租税制度の集中的整備を圖り、また、所要の種類の生産力擴充を促進しまたは少くとも妨碍せざることが要求されて居る。

戦時財政計畫が今後いかなる規模を以て長期に亘つて繼續するや否の推定は、租税政策決定の前提條件となる。日本の今後に於ける財政計畫の規模は、中央政府の政治費及び戦費として、一般會計及び支那事變費の合計額は約百億圓内外に達するものと想定されて居る。昭和十四年度一般會計本豫算歳出約三十六億九千萬圓に加ふるに十億圓を超える追加豫算が豫測され、之に支那事變費としての臨時軍事特別會計豫算として五十億圓以上の要求が現れるとすれば大體、百億圓に近い財政計畫となる。今後、大規模の戦闘が終了すれば戦費の必要額は減少するが、占領地域に於ける長期に亘る大部隊の駐兵費及び今後年々の公債費其他義務費の増加あることを考慮すれば、年々の百億圓に近い経費が続くことは、長期財政計畫の規模としてその運用を判断する大體の目標となるであらう。昭和十三年度と比較して約二十億圓の急激なる経費の増加となる。

支那事變發生前に於て所要の生産力擴充が實現されず、戦時状態に入つて後にこの缺陷を補填するに努力し、軍需生産力は過去一ケ年半の間に相當規模の擴張が行はれたことは認められる。また既存の生産力の戦時編成はほぼ完了に近いが、今後の生産力擴張の速度に比して物資及勞務に對する戦争需要を現はす経費増加の速度の方が早いと推定される。軍需と民需の總量の増加が國內生産力の擴張の速度及び現在可能なる最大限度を既に超過するとともに物資貯藏量も減退の傾向を示してゐる。こゝに於て急激に膨脹する戦時財政の運用に於て租税政策による通貨造出の抑制と民需の抑制の效果に俟つべきところが一層増大しつゝある。

増税以外の方法によつて物價騰貴の通貨側の原因を抑制する強力なる作用を持つ方法が若しありとすれば、租税政策の效果を要求する程度が少なくなる。然るに資金調整法を前提とする民間の公債消化状態は好調を續けては居るが、昨年上半期に比して下半期には幾分變化を示して居る。其結果は昭和十三年一月及び二月中旬の日銀の公債所有高と本年一月中旬及び二月中旬の所有高とを比較して、それぞれ約六億六千萬圓及約五億圓近き増加を示した。この日銀公債手持高の増加は過去の財政運用の支障を示すものではないとしても、今後財政計畫の規模の擴大につれて公債發行額の増加すべき場合に、その財政運用に支障なからしめるためには當然考慮すべき條件である。

昭和十四年度一般會計豫算に於ける租税收入に屬するものは、經常税收入として十七億四千八百八十餘萬圓、臨時利得税其他の臨時税收入約三億二千八百萬圓、煙草税の性質を持つ專賣益金約二億四千萬圓、印紙收入約九千萬圓等と合計して、約二十四億圓である。公債金收入は八億九百餘萬圓である。之に加ふるに一般會計追加豫算の殆ど全部は公債を財源とすべく、また臨時軍事費特別會計約五十億圓内外の経費に對して、約二億圓の増税が提案されて居るほかは、殆ど全部が公債を財源とする。斯くして約百億圓に近い戦時財政計畫の主要財源として、租税收入約二十六億圓となり、公債を財源とすべきものは約六十五億圓を超えるであらう。



今後この公債發行について公債政策の運用につき従来の方法に若干の変更が加へらるべきことは十分に豫想され得ることであるが、しかしそのみによつて補充手段たる租税政策の任務を無用ならしめることにはならない。約百億圓に近い長期財政計畫の運用を確保するために、また既に國內生産力擴張の速度及び現在可能なりと認められる最大限度を超過せむとするに對し、且つ公債消化状態に幾分變化の徴候ありとすれば、公債發行による通貨造出の抑制と消費節約を強要する手段として、増税を必要とする規模は従来よりも累進的に増大して居る。今後約百億圓に近い長期財政計畫に對應して、租税収入を財源とする部分を約四十五億圓程度にまで擴張すべきであると私は推定する。本年度の租税収入約二十六億圓に今後の経費支出の増加による自然増収を加へたるもののほか、約十五億圓程度の増税を必要とするものと判定するのである。約百億圓に近き長期財政計畫の運用を確保するために、約十五億圓の増税を計畫し二回に分割して實行に移し、その第一回は本年度中に着手して昭和十五年度末までに實現し、昭和十六年度より平年度四十五億圓の租税収入を擧げる必要に迫られてゐると思ふのである。斯くして長期財政計畫の平年度租税収入約四十五億圓に對して、公債収入約四十五億圓内外とし、其他の収入に於て新に鐵道事業益金の一部繰入を行ひ、また通信事業其他特別會計よりの繰入増加によつて約十億圓の財源を求めることが出来る。斯くの如き財源の構成によつて、長期財政計畫の運用を確保することが出来やうと思ふ。また其間に軍需と民需とを充たす物資生産力の擴張にすべての努力を盡さねばならない。

私は増税によつて、通貨造出の原因が抑制され、併せて民需の抑制となる効果から判斷し約十五億圓の増税により租税収入四十五億圓程度とすれば、百億圓内外の長期財政計畫の運用を確保することが出来ると思ふのであるが、この程度の増税の必要を國民に諒解せしめるには、日本財政經濟の現實の事態を十分に理解せしめなければならぬであらう。それは政府が國民を指導する能力と國民の信頼及び協力とによつてのみ實現され得ることである。

この十五億圓程度の増税を二回に分割して實行すべき具體的計劃を詳述することは他日の機會に譲りたいが、その増税を實現すべき大綱は多く變化のあるべき筈がないと思ふ。

斯る大規模の増税は現行租税制度の部分的修正によつて實行し得られる筈がないのであるから、國稅制度の再編成を必要とする。現行租税制度に於て基本税とされて居る所得稅制度は各種の收益課税とともに再編成する必要に迫られるであらう。所得稅と收益課税とを併せて、英國の所得稅制度に類する構成に移すことが、租税収入の増加を圖り、且つ或種の所得については、其年度の租税負擔能力に應ずる課税を行ふ結果ともなるであらう。また臨時利得稅を戦時利得稅として累進課税となし、不勞財產取得として相續稅を重課し、一般財產稅による享樂財產所有に對する課税、現行消費稅のほか一般取引稅の新設を行ふこと等を中心として、現行税制の構成に根本的改革を加ふべきであらう。

加之、昭和十五年度を期して中央地方を通ずる一般的税制改正を實行すると云ふ。その大體の傾向として嘗て廣田内閣の馬場・潮の地方税制改革案に於ける如く、地方稅のうち戸數制、市町村所得稅附加稅、家屋稅を廢し、雜種稅、營業稅、特別地稅、各種收益稅附加稅の輕減を行ひ、その地方稅の廢止又は輕減による地方財政の歳入缺陷

は一定の國稅收入を財源とする交付金を以て補填されることとした。その交付金の財源は、所得稅の一部、資本利子稅、地租、家屋稅、營業收益稅等であつて、主として收益課稅收入を地方財政交付金の財源とした。地方稅の約半に近い部分が國稅制度に吸收され、主として國稅收益課稅を基礎とする交付金によつて地方財政の強化と地方稅の負擔の輕減均衡を圖つたのである。今後の中央地方を通ずる稅制改革にも大體はこの方針に従ひ、國稅と地方稅との集中的整備を圖るものと思はれる。斯くして國稅に於ける所得稅制度の再編成と、中央地方を通ずる稅制改革の兩者を通じて、國稅制度に於ける收益課稅は次第に重要性を増すとともに、地方財政交付金財源として特殊の地位を占めることになる。

今後の大規模なる國家財政計劃の運用を確保するために租稅政策の果斷なる處置を緊要とする事態が迫りつつあるとともに、中央・地方を通ずる稅制改革によつて稅制の集中的整備を圖ることは、いづれも事變目的の達成及びそれと併行する内外の建設工作を進めるために、國民經濟力の最も有效なる集中的利用とその強化擴大を促進し、或は少くともこれを妨げざることを目的とせねばならない。然らざれば、國家政策の目的に合致する租稅政策となり得ないからである。

戦時租稅政策につき未が満足すべき説明を與へられたることなきを遺憾とし、且つ日本財政の現實の事態は果斷なる租稅政策の運用を要求しつつあるに鑑み、戦時租稅政策の意義の正しく理解されることの緊要なるを切言するものである。

## 本多利明の經濟開發論

野村兼太郎

本多利明は徳川時代經濟思想史中特異の地位を占むる者である。彼は延享元年(一七四四)越後に生まれ、文政四年(一八二二)七十八歳を以つて京都におゐてその生涯を終つた。徳川封建社會はすでにその衰頽の色を現はしてゐたと云へ、未だ何人もその崩壞を豫想する者のなかつた時代である。利明と雖も時代の兒たることには變りがない。しかしその思想は遙かに時流を抜くものであつた。徳川時代を通じて、その經濟論に特に異彩を有する者は荻生徂徠と本多利明とであらう。前者はむしろ保守的、復古的論者として、後者は進取的、發展論者として、互に對蹠的立場に立つ者ではあるが、共に經濟論者として一家の見を樹立したものである。英傑は英傑を知るものか、利明は次ぎの如く徂徠を評してゐる。治平以後二百年許りの内に色々の人物出て、種々の能技に志を立て、才力の限を竭し、様々の達識も多く出たる中に、經濟に長じたりとて世の賞を得たるは、熊澤・荻生の二子の外なし、然るに二子が説所は、此方の費を省き彼方を扶け、又彼方の費を省き此方を扶れば、萬端に便利を得る故に終に國家に豊